

令和4年度 地域密着型サービス事業所等の運営指導結果

加古川市は、令和4年度に以下のとおり運営指導を行いました。その結果、改善を要する事項として、以下の点が見受けられました。今後の事業所運営の参考としてください。

運営指導実施状況一覧

実施事業所数	文書指摘 事業所数	文書指摘 件数	(文書指摘内訳)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所	1事業所	3件	人員に関する事 0件 運営に関する事 3件 報酬に関する事 0件 その他 0件
地域密着型通所介護事業所 11事業所	9事業所	56件	人員に関する事 2件 運営に関する事 45件 報酬に関する事 8件 その他 1件
認知症対応型通所介護及び介護予 防認知症対応型通所介護事業所 1事業所	1事業所	2件	人員に関する事 0件 運営に関する事 2件 報酬に関する事 0件 その他 0件
小規模多機能型居宅介護及び介護 予防小規模多機能型居宅介護事業 所 1事業所	1事業所	6件	人員に関する事 0件 運営に関する事 5件 報酬に関する事 1件 その他 0件
認知症対応型共同生活介護及び介 護予防認知症対応型共同生活介護 事業所 3事業所	3事業所	19件	人員に関する事 1件 運営に関する事 15件 報酬に関する事 3件 その他 0件
地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護事業所 3事業所	3事業所	6件	人員に関する事 0件 運営に関する事 4件 報酬に関する事 2件 その他 0件
看護小規模多機能型居宅介護 3事業所	2事業所	14件	人員に関する事 1件 運営に関する事 11件 報酬に関する事 2件 その他 0件

居宅介護支援事業所	14 事業所	12 事業所	36 件	人員に関すること 0 件 運営に関すること 31 件 報酬に関すること 4 件 その他 1 件
介護予防支援事業所	2 事業所	2 事業所	4 件	人員に関すること 0 件 運営に関すること 4 件 報酬に関すること 0 件 その他 0 件

運営指導で見受けられた主な事例

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

■運営に関すること

- ・個人情報の利用について、利用者の家族からの同意は得ていたが、利用者本人から同意を得ていなかった。
⇒サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、利用者からあらかじめ文書により同意を得ること。

(地域密着型通所介護事業所)

■人員に関すること

- ・生活相談員について、提供日ごとに必要な配置時間数を満たしていなかった。
⇒労働基準法において最低限確保すべきとされている程度の休憩時間を超過する時間数は、確保すべき従業員の勤務延時間数に含めることができないため留意の上、人員基準を下回ることのないよう適正に配置すること。

■運営に関すること

- ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置が講じられていなかった。
⇒必要な措置を講じること。
- ・原則、地域密着型通所介護は当該事業所の従業員によって提供されなければならないが、雇用契約書等を作成していない者がいた。
⇒事業所の全ての従業員（法人役員が従事する場合を含む）について、雇用契約書等により勤務時間及び職務内容を明確にすること。

■報酬に関すること

- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)イについて、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明したことを確認することができなかった。
⇒実施したことがわかるよう、訪問時の記録を残すこと。

■その他

- ・運営規程の変更について、その旨を市長に届け出ていなかった。
⇒指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を市長に届け出ること。

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業所)

■運営に関すること

- ・従業者の勤務体制について、勤務表に記載されている勤務時間が実際の勤務時間と異なっていた。
⇒勤務表については、実際の勤務時間に基づき作成すること。

(小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所)

■運営に関すること

- ・小規模多機能型居宅介護計画の目標の達成状況が記録されていなかった。
⇒当該計画の作成後においても、実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行えるよう、記録を残すこと。

■報酬に関すること

- ・総合マネジメント体制強化加算について、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同して小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行った記録がなかった。
⇒多職種が共同で見直したことが分かるよう、記録を残すこと。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)

■人員に関すること

- ・介護従業者の配置について、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、事業所ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者の員数を下回っている日があった。
⇒当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

■運営に関すること

- ・運営推進会議で上がった要望や助言等の記録の作成、公表をしていなかった。
⇒運営推進会議から必要な助言等が上がった場合は、その内容について記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。

■報酬に関すること

- ・生活機能向上連携加算(Ⅱ)の算定に際し、計画作成担当者と共同して作成する利用者の身体状況等の評価について、リハビリテーションを実施していない医療提供施設の医師が行っていた。

⇒生活機能向上連携加算(Ⅱ)については、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師等と利用者のADL、IADLについて評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師等と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときに算定すること。当該加算を算定した月について自主精査し、その結果を報告するとともに、過誤申立の手続きを行うこと。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所)

■運営に関すること

- ・地域密着型施設サービス計画原案について、文書により、入所者から同意を得たことが確認できないものがあった。

⇒作成した原案の内容については、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ること。

■報酬に関すること

- ・精神科を担当する医師に係る加算について、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている必要があるが、月に2回以上指導がない月についても算定を行っていた。

⇒当該加算を算定した月について自主精査し、その結果を報告するとともに、過誤申立の手続きを行うこと。

(看護小規模多機能型居宅介護)

■人員に関すること

- ・従業者の配置について、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、事業所ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者の員数を下回っている日があった。

⇒夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者は、常勤換算方法で、通りサービスの提供に当たるものを、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たるものを2以上とすること。なお、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には翌月から、1割の範囲内で減少した場合には翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について通所介護等の減算が適用されるため、自主精査し、減算にあたる場合は報告するとともに過誤申立の手続きを行うこと。

■運営に関すること

- ・外部評価の実施及び結果の公表を行っていなかった。
⇒事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図ること。
- ・居宅サービス計画の作成に当たり、利用者が現に抱える問題点を明らかにするために必要な課題分析（アセスメント）を行っていなかった。
⇒居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要であることから、介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に先立ち、利用者の課題分析（アセスメント）を行うこと。

■報酬に関すること

- ・認知症加算Ⅰについて、加算の要件に該当しない者に対して算定していた。
⇒認知症加算Ⅰについては、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者である、日常生活支援自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者に対して算定すること。当該加算を算定した月について自主精査し、その結果を報告するとともに、過誤申立の手続きを行うこと。

(居宅介護支援事業所)

■運営に関すること

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき、文書の交付を行っていなかった。
⇒説明を行うにあたっては、説明書やパンフレット等の文書を交付し、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ること。
- ・サービス担当者会議の開催にあたり、不参加の居宅サービス事業者の担当者へ照会により意見を求めた内容が記録されていなかった。
⇒居宅サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに、居宅サービス計画原案の内容について、専門的な見地からの意見を求めること。また、当該サービス担当者会議の要点及び当該担当者への照会内容について記録し、5年間保存すること。
- ・モニタリングについて、利用者の居宅以外で面接を行っていたが、特段の事情に該当する内容を支援経過等の記録にて確認できなかった。
⇒特段の事情がある場合については、その具体的な内容を正確に記録しておくこと。なお、特段の事情がなく、居宅での面接が行われていない場合は、運営基準減算に該当するので留意すること。

■報酬に関すること

- ・特定事業所集中減算について、判定様式（「特定事業所集中減算判定票」、「特定事業所集中減算集計票」、「特定事業所集中減算内訳」）の作成を行っていなかった。
⇒判定様式を作成し、計算の結果、所定の基準を超えている場合は報告すること。また、当該様式は介護給付費算定の根拠となるものであるため、少なくとも過誤が発生した場合の介護保険法上の遡及期間である5年間、保存すること。

(介護予防支援事業所)

■運営に関すること

- ・介護予防サービス計画に位置付けたサービス提供事業者に対して、担当職員から個別サービス計画の提出を求めていなかった。
⇒個別サービス計画の提出を求め、介護予防サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。